

平成 27 年度 都市税制改正に関する要望

平成 26 年 11 月 13 日

全 国 市 長 会

平成 27 年度 都市税制改正に関する意見

償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持

固定資産税は、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続きその安定的確保を図ること。

とりわけ償却資産に対する課税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税収の 7 割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

車体課税の見直しに伴う安定的な代替財源の確保

自動車取得税については、その税収の 7 割が市町村に交付されている重要な財源であることから、消費税率（国・地方）10%段階における車体課税の見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、確実に代替財源を確保すること。

また、自動車重量税についても、税収の 4 割が市町村に譲与されている現状を踏まえ、その見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。

国保・介護・少子化対策等の安定財源を確保するための消費税率の引上げ

消費税率（国・地方）の引上げについては、持続的な社会保障制度を構築し、その安定財源を確保する観点から、平成 27 年 10 月からの措置についても法の規定に基づき適切に対応すること。

平成 26 年 11 月

全 国 市 長 会

市町村の税財源の堅持（要望）

償却資産に対する固定
資産税の現行制度の堅持

償却資産課税のうち
機械及び装置

約5,400億円

- 市町村の基幹税に手をつけることには、断固反対。
- 償却資産課税の縮減により、市町村は独自の中小企業対策等を実施できなくなる。

ゴルフ場利用税の
現行制度の堅持

ゴルフ場利用税収の
約7割が市町村へ
ゴルフ場利用税交付金

354億円

- 所在市町村、特に過疎団体にとっては、極めて重要な財源。
- この税収は、ゴルフ場へのアクセス等周辺道路の整備・維持管理等に使われている。

車体課税の見直しに伴う
安定的な代替財源の確保

自動車取得税
(県税)

2,104億円

約7割

自動車取得税交付金
(市町村分)

1,464億円

自動車重量税
(国税)

6,693億円

約4割

自動車重量譲与税
(市町村分)

2,724億円

- 自動車取得税の見直しに当たっては、安定的な代替財源を確実に確保すること。
- 自動車重量税の見直しにより市町村の道路整備等に支障が生じることのないよう、所要の財源を必ず確保すること。

市町村財政に甚大な影響 ⇒ 住民サービスの提供に支障を来す！！

※償却資産課税のうち機械及び装置は、平成24年度課税ベース。

※自動車取得税交付金及び自動車重量譲与税並びにゴルフ場利用税交付金は、平成24年度決算額。

平成26年11月13日

全国市長会